

退職後の諸給付等の手引

(令和8年1月)

- 退職手当に関すること・・・・・・・・・・給与厚生課給付班（県）
083-933-2069
- 長期給付に関すること・・・・・・・・・・福利・給付班（共済組合）
083-933-4581
- 任意継続組合員・退職後の
短期給付に関すること・・・・・・・・・・福利・給付班（共済組合）
083-933-4570
- 任意継続組合員に対する掛金
に関すること・・・・・・・・・・経理班（共済組合）
083-933-4577
- 福祉事業に関すること・・・・・・・・・・福利・給付班（共済組合）
083-933-4570
- 互助会給付及び退職互助部制度
に関すること・・・・・・・・・・互助会
083-933-4777

山 口 県 教 育 庁
公立学校共済組合山口支部
一般財団法人山口県教職員互助会
(〒753-8501 山口市滝町1番1号)

お 願 い

1 教職員の皆さんが退職されたときには、県・公立学校共済組合及び教職員互助会から各種の給付があります。請求もれのないよう、また、提出書類をよく整えて、早めに提出してください。

2 請求権の時効

給付を受ける権利は次のとおりです。それぞれ請求を行わなかったときは、時効によって権利が消滅しますので注意してください。

- (1) 退職手当及び共済組合長期給付 給付事由が生じた日から5年間
- (2) 共済組合短期給付 給付事由が生じた日から2年間
- (3) 互助会給付 給付事由が生じた日から3年間

3 その他

それぞれの手続で使用する印章に指定があります。記入例等をよく確認の上、押印してください。

も く じ

退 職 手 当

退職手当の算定及び諸控除	1
退職手当受給のための手続	8
受給に必要な書類	8
記入上の留意事項	10

共 済 組 合 給 付

長期給付（年金）

公的年金制度について	14
年度末退職（常勤の暫定再任用終了者を含む）に伴う手続	28
年金の請求手続	29
参考事項	31

短期給付

退職後の医療保険制度	32
短期組合員の退職に伴う手続	33
医療給付（任意継続組合員となる場合）	33
任意継続組合員制度	35
退職に伴う「国民年金第3号被保険者」の届出	39
退職後のその他の短期給付	46
共済組合に届け出ている給付金受取口座について	46

福祉事業等

福祉事業等の退職時の手続	47
任意継続組合員制度に加入された方の福祉事業	48

互 助 会 給 付

退職に伴う手続等（現職事業）	49
退職互助部制度	54
再任用職員の手続等	58-1
臨時的任用職員、会計年度任用職員の手続等	58-2

提出書類等一覧表	59
----------	----